

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日) 当たるときは、その翌日

目次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法による療養取扱機関の辞退

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の撤回

国民健康保険法等として登録があつたものとみなされるもの

国民健康保険医の登録の消除

保安林の指定の解除(二件)

基本測量の終了

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

◇ 公 告

電気工事士試験の実施

土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定

◇ 正 誤

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
中訂正

告 示

鳥取県告示第三百二十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
米原歯科クリニック	米子市米原五七五	昭和五十九年一月十一日
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三	昭和五十九年一月十七日
熊野歯科医院	倉吉市西町二七〇二	昭和五十九年二月十三日
錦織眼科医院	米子市東町二五一	昭和五十九年二月十五日

鳥取県告示第三百二十八号

次のとおり療養取扱機関の辞退があつたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により告示する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	辞退の効力発生年月日
永見 医院	境港市竹内町三二〇二	昭和五十九年三月一日

鳥取県告示第三百二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
米原歯科クリニック	米子市米原五七五	全国	昭和五十九年一月十一日
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三	"	昭和五十九年一月十七日
熊野歯科医院	倉吉市西町二七〇二	"	昭和五十九年二月十三日
錦織眼科医院	米子市東町二五一	"	昭和五十九年二月十五日

鳥取県告示第三百三十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の撤回があつたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の撤回の効力発生年月日
永見 医院	境港市竹内町三二〇二	昭和五十九年三月一日

鳥取県告示第三百三十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
立川 浩	鳥国医第三、〇〇八号	昭和五十九年一月六日
植木 陽子	鳥国薬第五三一号	昭和五十九年一月十八日
西尾 美加子	鳥国薬第五三二号	昭和五十九年二月三十一日
鈴木 三恵	鳥国薬第五三三号	昭和五十九年二月十四日

鳥取県告示第三百三十二号

次のとおり国民健康保険医の登録を消除したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の消除の年月日
永見 広	鳥国医第四七三号	昭和五十九年三月一日

鳥取県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡大栄町大字大谷字濱田二〇五七の三、二〇五九の三、二〇六〇の八
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字拾石字東平裏山通り三九四の四・四〇〇の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土基本図作成作業）

二 作業地域 倉吉市並びに東伯郡関金町、北条町及び大栄町

三 終了年月日 昭和五十九年三月十日

鳥取県告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定により、昭和59年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和59年4月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和59年6月17日（日）午前10時30分から午後0時30分まで

イ 場所 鳥取市、倉吉市及び米子市

(2) 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線

- 3 屋外配線
- 4 屋側配線
- 5 屋内配線

電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具

- 1 電気機器及び配線器具の構造及び性能
- 2 電気工事用の材料の材質及び用途
- 3 電気工事用の工具の用途

電気工事の施工方法

- 1 配線工事の方法
- 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法
- 3 コード及びキヤプタインケーブルの取付け方法
- 4 接地工事の方法

一般用電気工作物の検査方法

- 1 点検の方法
- 2 導通試験の方法
- 3 絶縁抵抗試験の方法
- 4 接地抵抗試験の方法
- 5 試験用器具の性能及び使用方法

配線図

配線図の表示事項及び表示方法

一般用電気工作物の保安に関する法令

- 1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）
- 2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）

3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）

2 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び電気工事士法施行令第9条の規定により筆記試験を免除された者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和59年8月5日（日）午前8時30分から午後5時まで

イ 場所 鳥取市

(2) 試験科目

ア 電線の接続

イ 配線工事

ウ 電気機器及び配線器具の設置

エ 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法

オ コード及びキャプタインヤケーブルの取付け

カ 接地工事

キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定

ク 一般用電気工作物の検査

ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

3 受験手続

次の書類を、鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課へ提

出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。

(2) 写真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受験願書の受付期間

昭和59年5月7日（月）から同月21日（月）まで

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 4,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7082）へ問い合わせること。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁
 決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和59年4月13日

鳥取県収用委員会会長 山 榊 博

- 1 起業者の名称
鳥取県知事
- 2 事業の種類
一般国道431号新設工事（米子市皆生・二本木間）
- 3 収用の裁決手続に係る土地並びに土地所有者及び関係人

所 在	地 番	地 目		全 筆 の 地 積		収用の裁 決手続に 係る部分 の面積 (㎡)	氏 名	住 所	土地に関して権利を有する関係人	
		地 積 上 の もの	現 況	地 積 上 の もの	実 測				氏 名	住 所
米子市皆生 字ウドロ沖	1532 — 3	田	田	0.25	0.25	0.25	山川 辰善	米子市皆生1785		
	1532 — 2	田	田	415	318.17	318.17	持分者 山川 順子	米子市皆生1699—4		
	1533	田	田	347	347.19	213.93	持分者 山川 治	東京都世田谷区桜新町2丁目29番3号		
	1534 — 1	畑	田	132	172.78	172.78	持分者 山川 登	東京都世田谷区下馬2丁目17番6号		なし

正

誤

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和五十九年三月鳥取県人事委員会規則第十号）中次の箇所（誤り）があつたので、訂正する。

頁	段	誤	正
九	上	物産展販売	物産展示販売
九	上	工場誘示致	工場誘致

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】